

複数の両親による子育て

—北部ナイジェリア，ハウサ社会の里親養育慣行（リコ）の事例より—

梅 津 綾 子 *

Child-Rearing by Multiple Parents: A Case Study on ‘Fostering’ Custom (*Ri'ko*) among the Hausa in Northern Nigeria

UMETSU Ayako*

This paper analyzes the case of the “fostering” custom called *ri'ko* among the Hausa in northern Nigeria, and discusses how, in addition to the biological parents, “foster parents” can be crucial parent figures for a child’s growth. Recently, multiple parents-child relationships, including non-biological relationships, are being discussed in kinship studies. However, the roles and characters of multiple parents may not be clearly pointed out yet. Among the Hausa, the relationship between biological parents and their child is officially guaranteed. Instead, “foster parents” traditionally behave as “guardians” with all responsibilities for the “foster child,” and biological parents respect what “foster parents” do. In the present, because of expenses for schooling and modern medical treatment, it is hard for some “foster parents” to take all responsibilities for their “foster child.” However “foster parents” manage and keep their pride with some kind of support from biological parents. The Hausa case in which “foster parents” and biological parents exist together as parents of a child is illustrative of multiple parents-child relationships in which each pair of parents is important.

はじめに一問題の所在

西アフリカでは〈里親養育〉¹⁾ がごく一般的におこなわれている [cf. Goody 2007 (1982); Notermans 2004a]. 里親養育 (fosterage/fostering children) とは、辞書上の意味では、「法律上の親になることなく、他者の子を自分の家族に一定期間引き入れること」である。²⁾ これはしばしば、「他者の子を自分の家庭に引き入れ、法的にその子の親になること」を意味する養子縁組 (adoption. 以下、養取と表記) とは区別される。³⁾

1970年頃から現在まで、西アフリカ民族誌学による〈里親養育〉研究は、オセアニア民族誌学による〈養取〉研究 [cf. Carroll 1970] と並んで盛んにおこなわれてきた。その主な内容

* 名古屋大学大学院文学研究科, Graduate School of Letters, Nagoya University
2013年9月10日受付, 2014年7月8日受理

は、生物学的親以外の大人が子どもを引き取り養育することの社会的機能を、政治的・経済的観点、⁴⁾ および子どもの福祉やジェンダー⁵⁾ の観点から明らかにするものである [Cohen 2004; Schildkrout 1973; Fiwoo 1978; Pittin 1979; Goody 2007 (1982); Bledsoe and Isiugo-Abanihe 1989; Castle 1995; Verhoef and Morelli 2007].

西アフリカの〈里親養育〉研究のなかでも、とくに 1982 年に出版された E.N. グディの『親であることと社会的再生産—西アフリカにおける養育と職業的役割』(原題は、*Parenthood and Social Reproduction: Fostering and Occupational Roles in West Africa*) [Goody 2007 (1982)] は、2000 年代以降も、西アフリカはもとより、アジアなど他の地域における〈里親養育・養取〉研究を含む親族研究で参照されている [Parkes 2003]. この著書でグディは、西アフリカ諸社会の〈里親養育〉を通文化的に比較分析することにより、親の役割が実に多様な形で果たされていることを明らかにしている。そして、子どもが親族内外でもつ多様な人間関係を、生殖によらない親子関係に含めて考えようとした。この点は、1990 年代から人類学で盛んになっている、生殖に基づく親族関係を絶対視する考え方を相対化する議論を先取りしていたといえる。グディは次のように言及する。

多くの社会において、市民としての、あるいは親族上の地位を子に継承する人のことを「本当の (real)」両親とみなしている。また (中略)、「本当の」親が養育関係そのものによって定義される社会もわずかにある。どのような社会であれ、「本当の」親というのは、その人たちを通じて、社会の新たな構成員が社会的アイデンティティや社会的地位を得るような大人たちのことだと定義するといえるのは、理論的にはすっかりしたやり方だろう [Goody 2007 (1982): 17].

グディが「本当の」親を、生物学的親に限らずに、子どもたちが「社会的アイデンティティや社会的地位を得るような大人たち」を含めて考えようとした点は慧眼であった。ただしグディはその一方で、〈里親養育〉に関して次のように述べてもいる。

-
- 1) 里親養育および養取に〈 〉をつけているのは、西洋社会のそれらとは異なる慣行であることを示すためである [cf. 梅津 2007].
 - 2) 典拠は Longman dictionary of contemporary English New edition [2003: 636] である。
 - 3) 典拠は Longman dictionary of contemporary English New edition [2003: 20] である。
 - 4) 政治的・経済的観点からの〈里親養育〉研究では、たとえばチーフなどの有力者と同盟を結ぶために生親が子を有力者に渡すこと、あるいは生親が職業訓練のために子を親族に渡すといったことについて指摘されている [Goody 2007 (1982); Cohen 2004].
 - 5) ジェンダーの観点から〈里親養育〉の意義を論じたものとして、たとえば、女性が結婚によって夫側の親族に編入され、彼女自身の親族から離れることになった場合でも、〈里親養育〉によって彼女の親族から子を引き取ることににより、自身の親族との関係を維持・強化することを指摘した研究などがある [Pittin 1979].

里親養育は、子どもの地位に対するアイデンティティにも、法的権利および義務にも影響しない。里親養育は子育ての過程に関することである [Goody 2007 (1982): 23].

この記述は明らかに、前出の引用箇所の内容と矛盾している。すなわち、養育関係も含めて「社会的アイデンティティや社会的地位」が継承される可能性を広く認めようとしているのにもかかわらず、別の箇所では、〈里親養育〉はあくまでも「子育ての過程に関すること」ととどまるものであって、子どもの地位に対するアイデンティティに影響を与えないと述べているのである。グディのこの考え方にしたがえば、子どもに出自上の地位を与える生みの親が「本当の」親たりうる一方、育ての親の社会的な親としての地位は相対的に軽視される。しかし「社会的アイデンティティや社会的地位」は、リネージなど親族上の地位にのみ限定されるものではない [梅津 2012]。育ての親に引き取られた子（以下、〈子〉と表記）が長年同じ土地に住むことで構築される地縁上の地位やアイデンティティ、あるいは育ての親の職業を〈子〉が継承することで構築される職業上の地位やアイデンティティもそれに含まれることは十分考えられる。それならば〈里親養育〉の育ての親も「本当の」親とみなされる可能性がある。⁶⁾ なおグディに限らず、生物学上・出自上のつながりを親子関係として最重視し、育ての親子関係との間に地位的差異をもうける傾向は、とくに 80 年代頃の西アフリカの事例を扱った〈里親養育〉研究において顕著にみられる [cf. Isiugo-Abanihe 1985; Page 1989].

2000 年代以降の西アフリカの〈里親養育〉研究では、親子関係は子どもの成育の過程をとおして社会的・文化的に構築されるという概念が注目されるようになった [cf. Alber 2004; Notermans 2004b; Van der Geest 2004]。それにともない〈里親養育〉における育ての親（出生上・出自上の親子でない）の重要性をとくに強調する報告も現れ始めている [cf. Alber 2004; Notermans 2004b]。ただしそれらの諸事例では、生みの親（出自上の親）が相対的に軽視される傾向がある点には留意したい。たとえば東カメルーンでは、「生物学的親族よりも社会的親族のほうがより評価される」[Notermans 2004b: 14]、「孫が祖母を『本当の』母親と考えることにより、祖母はたしかに容易に母に取って代わる」[Notermans 2004b: 23] という。ベナン北東部とナイジェリア北西部に位置するバトンブウ社会 (the Baatombu) でも、3～6 歳から結婚するまでの子どもは育ての親と住み、育ての親がその〈子〉に対する全責任を担う [Alber 2003: 493, 2004: 36]。その一方、〈子〉の生みの親は規範上否定され、「本当の両親は里親だ」とみなされているという [Alber 2004: 33-34].

人類学の親族研究では近年、生殖に基づく親子関係が相対化される文脈で、親子関係そのも

6) 多くの社会において、子どもが親の社会上の身分や地位を継承する際、あるいは土地や財産を相続する際、しばしばその子どもが出自上誰に帰属するかということが問題にされる。出自上の地位を与える生みの親が特別視されるのは、この点が考慮されるためと考えられる。

のが複数のに捉えられ始めている。たとえば、「親子関係の複数性」をその論題にも掲げている宇田川は次のように指摘する。「本稿で注目してきた親子関係の複数性（の可能性）とは、親子という生殖に特化されて言説化されがちな関係において、それを否定し『代わり』を提示するのではなく、それ自体の複数性（の可能性）を探ることによって、生殖に対するこだわりそのものを相対化していこうとする視点である」[宇田川 2011: 591]。宇田川は、イタリアにおけるオジ・オバ、オイ・メイ等の関係性にみられる「緊密な親族関係」[宇田川 2011: 587]の事例をあげながら、緊密な親族関係が「親子関係と共存して生活に根付いている様子に着目するならば、そこからは、むしろ親子関係そのものを相対化する必要性という問題が出てくるのではないだろうか」と述べる [宇田川 2011: 590]。本稿も、基本的にこの問題意識を共有するものである。

ただし宇田川論の事例では、「これらの関係がいくら緊密とはいえ、やはり親子関係が最重要であることに変わらない」、「子に対する制度的道義的責任は間違いなく親にあるとされている」[宇田川 2011: 589]とも述べられており、結論として「親子関係自体が同等な形で複数化しているわけではない」[宇田川 2011: 590]とされている。ここでは、子どもとオジ・オバ等との関係が、生物学的親子関係ほどの重要性をもつものとして位置づけられてはいない。

本稿では、〈里親養育〉が一般的におこなわれているナイジェリア、ハウサ社会のリコ慣行を事例とし、養育に基づく親子関係（出生上・出自上の親子関係でない）と、出生・出自に基づく親子関係がどのように関係し合っているのか検討する。それによりハウサ社会では複数の両親が、つまりひとりの〈子〉の生みの両親と育ての両親が、いかに共存しうるのかを明らかにする。

事例の分析においては、育ての親による子育てのあり方とともに、育ての親と生みの親の関わり合い方を視野に入れて検討する。⁷⁾ 子育てに関しては、〈子〉の学校教育や西洋医療に対する育ての親の金銭的負担に着目する。そもそも、子どもの養育は親に経済的負担を強いるものであるが、貨幣経済が浸透した今日のハウサ社会においては、それらにおける金銭的負担の比重が増しているからである。とくに、衣食住といった基礎的な生活での負担に加えて、近年では新たに学校教育費や衛生保健費などにかかる金銭的負担が増加している。

略式表記の用語については、〈子〉が育った家を「育家」、育ての母・父・親を「育母・育父・育親」とし、〈子〉が生まれた家は「生家」、生みの母・父・親を「生母・生父・生親」と表記する。⁸⁾ なお非西洋社会における〈里親養育〉や〈養取〉と呼ばれる慣行を、総じて「子

7) 親子関係は子育て期だけに限ったものではない。ただ、〈子〉が結婚した後の育ての親や生みの親との関係については、他稿にて記述しているため [梅津 2012] 今回は割愛する。

8) ハウサ語の親族名称では、育母は *maman ri'ko* (ママンリコ)、育父は *baban ri'ko* (ババンリコ)、育家は *gidan ri'ko* (ギダンリコ) である。「生みの」親であることを強調するならば、生母は *maman haihuwa* (ママンハイフワ)、生父は *baban haihuwa* (ババンハイフワ)、生家は *gidan haihuwa* (ギダンハイフワ) となる。Haihuwa は「出産」を意味する。

の引き取り」と表記することもある。

ところでナイジェリアにおける、西洋の概念と同じ意味での養取の制定状況は、連邦共和国であるがゆえに州により異なる。「子どもの権利条例 2003 におけるナイジェリアの養取」によると、ナイジェリア南部では全州で養取が制定されているのに対し、ムスリムの多い北部では、養取は好まれないため制定されていないという [Chukwu 2005: 6]。養取が好まれないのは、養取が「子への権利と義務が生親から育親に永続的に移行する」[Chukwu 2005: 3] ものとされているからである。ただし北部ナイジェリアにも孤児を集める施設があり、そこで事実上の養取がおこなわれることもあるとみられる。

1. 調査概要

主な調査対象は、北部ナイジェリアの主要民族であるハウサ人社会である。ハウサ人はサハラ交易を営む商人 [cf. Smith, M. G. 1981 (1954)] として名高く、西アフリカのさまざまな国や地域に点在するが、北部ナイジェリアでは、定住農民としての性格ももつ。周辺に住むカヌリ人や少数民族とともにその大多数がムスリムで、子の引き取りもおこなわれている。ナイジェリアではそのほか、たとえば南西部の主要民族で、非ムスリム系のヨルバ人社会でも子の引き取り慣行がおこなわれているという [Renne 2003: 89-110]。

ハウサ社会の家族形態で特徴的なのは、コンパウンド（複合家屋）型居住形態と一夫多妻婚であろう。コンパウンド（複合家屋）とは、堀で囲まれた空間内に、夫と妻（と子）の部屋（家屋）やかまどなどからなる居住スペースが、数世帯分集まった屋敷を指す。コンパウンドの構成員は、父系親族が中心であるが、スミス [Smith, M. G. 1981 (1954), 1965] は、ハウサの親族関係では3世代以上の単一直系世代よりも、広範囲の傍系諸親族を含む双系親族とのつながりの方が強調されると指摘する。婚姻については、1人の夫が同時に4人まで妻をもてる一夫多妻婚が慣習法において認められている [Onokah 2003]。

1.1 調査地における子育て環境

調査地は、ナイジェリアの北部に位置するカドゥナ州、ザリア地方、S ローカルガバメント、A 地区（ディストリクト）の中心村 A 村⁹⁾で、多くの住民がハウサ人でムスリムである。現地調査期間は2008年4月～2010年2月における約1年間で、¹⁰⁾ 聞き取りと参与観察をおこなった。加えて2012年7月に、現地でも調査に協力して頂いた、ハウサ文化に詳しいハウ

9) A 村は2010年現在、正確にいうならばひとつの村ではない。拡大した村を、2004年にA地区長が2つの村に分割した。しかし現地の人々は日常的に両村を合わせてA村とみなしているため、本稿でもそれに従う。なお、このように一般にA村といわれる一帯の近くには大学職員用の住宅が立ち並ぶ地区もあり、行政上はそれらもA村に含まれるということだが、本稿では大学職員用の住宅は調査対象としていない。

10) 本稿に関する現地調査の時期と期間は以下のとおりである。①2008年4月～8月、②2008年8月～12月、③2009年11月～2010年2月。

サ人 T 氏¹¹⁾ に対し、電話にて補足的に聞き取りをおこなった。A 村には 2010 年 2 月時点で、645 のコンパウンド¹²⁾ が密集し、その数は増加傾向にある。村には公立の小学校と中高等学校があり、近郊には大小いくつかの病院がある。村では、現金収入のために農業をする人だけでなく、別の仕事や年金など、ほかに現金収入源をもちつつ、自家消費用として農業をする人も多い。農作業および収穫物の販売以外の職を村内外にもつ人も多い。そのような職は、商売、自動車やバイクの運転手、警備業、職人、教員ほか多岐にわたる。村人数名から聞いた月収は 10,000 ナイラ未満～20,000 ナイラ台（ナイラはナイジェリアの通貨単位。約 5,800 円～11,600 円）¹³⁾ であった。

村の住環境をみる限り、A 村は周囲の村々と比較して平均的な経済水準にあると推測できる。また多くの村人が農地を所有あるいは借りているため、現金収入の乏しい人でも、ある程度安定した食生活を営んでいる。

家族が必要とする全ての物品をそろえる責任は夫にある。一方、既婚女性の多くは一日の大半をコンパウンド内で過ごすことが多い。彼女たちにとって、幼い子どもは、世話をして愛情を注ぐ対象というだけでなく、女性の仕事とされる家事・育児を手伝ったり、女性たちに頼まれて使いに出たり、女性たちのおこなう小規模商売を手伝う貴重な働き手でもある。

子どもたちはまた、自由に各コンパウンド内外を往来し、遊んだり怒られたりしながら成長する。カドゥナ州北東に隣接するカノ州都市部の子どもたちの社会・経済的役割について報告した Schildkrout [1978: 125-126] は、「両親よりむしろ他の大人たちが子どもたちを躾ける」と指摘する。

家庭外で子どもたちが教育を受ける場は大別して 2 種類ある。村のほぼ全ての子どもたちが通うというイスラミア（コーラン学校）と、近年普及が進みつつある近代的な公立・私立の学校である。2012 年現在、村には 4 か所のイスラミアがあり、子ども 1 人あたりの月謝は 30 ナイラ（約 17 円）だという。現在、子どもたちの多くは、イスラミアと学校通学を両立させている。A 村の公立小学校の校長によると、当村の公立小学校は 1970 年に創立された。村人のひとりによると、人々が熱心に勉強するようになったのは 1980 年頃からだという。

小学校の学費はほぼ無料である。ある村人は、「(小学校の学費は) 要らない。必要なのは鉛

11) T 氏は A 村で生まれ育ち、近隣地区で中学校教師をする 40 代の男性である。大学で専攻したハウサ学への理解を深めるため、調査当時は大学院の修士課程に在学していた。

12) A 村のコンパウンドの戸数は、村内を管轄する 11 人の区画長（メイアングワ：mai unguwa）らが語る各区画の戸数を合計したものである。A 村の人口については、資料がないため詳細は不明である。2009 年発行の「ナイジェリア連邦共和国公式官報 96」(Federal Republic of Nigeria Official Gazette 96 [Federal Republic of Nigeria 2009]) によれば、CENSUS 2006 に基づく S ローカルガバメントの人口は約 290,000 人である。S ローカルガバメントの地区数と A 地区の村の数を考慮して単純計算した場合、A 村の人口はだいたい 10,800 人程度と推定される。

13) 2009 年 11 月現在の為替レートは 1 ドル ≒ 86～90 円である。これは現地での換金額である 1 ドル = 155 ナイラを元に筆者が計算したものである。

筆代などだけで、さほどお金はかからない。(鉛筆代などのための) 20 ナイラ, 50 ナイラを超えないお金で足りる」と語る。しかし中等教育以上については、親の経済的負担が求められることになる。ナイジェリアでは6年課程の小学校を卒業すると、中等高等学校(以下、セカンダリーと表記)に進学する。中学校は3年課程でJSS (Junior Secondary School), 高校も3年課程でSS (Senior Secondary School) と一般に称される。中学校では公立でもひと学期3ヵ月間で500~700 ナイラ(約300~400 円)の学費を要する。村の小学校校長は、「学校を続けるためには学費を払う。だから(学費を払えない家の)子どもたちは家にいなければならない。問題だ」と語る。

医療に関しては、まずは伝統薬や、薬局で市販されている錠剤や薬を自己判断で入手して対処するのが一般的である。近代式の病院における診察や治療は、比較的高額な費用を要するため、経済的な理由から病院に行くことができない村人たちは少なくない。

1.2 リコ

「ハウサランドのいたるところで、里親養育はより一般的な現象のようにみえる、あるいはそのようにみえていた」[Pittin 1979: 168] という記述のとおり、リコ (*ri'ko*) は日常的にありふれた行為であり、現在でもごく一般的におこなわれている。

リコとは、生親以外の大人が子を引き取る行為で、ハウサ語で「保持」を意味する一般的な動名詞である。リコ概念には、西洋における *fostering* (里親養育) と *adoption* (養取) の両方の概念が含まれるといってよい。もともとリコは、子の出自上および法律上の地位を変えずに、生親以外の大人が子を引き取る行為を指すが、孤児院などから身寄りが無い孤児を引き取る場合のリコでは、事実上、引き取った人がその子の法律上の親となる可能性もある。男の〈子〉はダンリコ (*'dan ri'ko*), 女の〈子〉はヤーリコ (*'yar ri'ko*) と表現される。通常、子は1歳半~2歳頃の卒乳期以降に引き取られる。引き取られる際に特別な儀礼はない。育親になれるのは多くの場合既婚者であり、リコについて最終的な決定権をもつのは生父と育父である。とはいえ女性側の希望によりリコがおこなわれる事例はとても多い。

子が育親に引き取られる可能性は何番目に生まれた子でもありうる。ただしハウサ社会では生親と第1子(男女を問わない)の間に忌避関係が伝統的にあり、この関係のためであろうか、第1子であるがゆえに生親以外の大人に引き取られる子は少なくない [cf. Smith, M. G. 1965: 143]. 生親にとって第1子は「恥ずかしい」存在で、生親はその子を名前では呼ばなかったり、周囲の人に対してその子を自分の子ではないかのようにふるまうこともある。¹⁴⁾

両親が離婚した子、および両(片)親が死亡した子を育てるためのリコが多い一方で、生親が健在で子を育てられる状況であっても、幼い子どもとの生活を求めてリコを望む女性も少な

14) 第1子との忌避関係は、ガーナのタレンシ人社会、スーダンのヌエル人社会ほかアフリカの諸社会においてみられる [Fortes 1972: 88-89].

くない。たとえば不妊などで子どもがいない女性、あるいは出産年齢を超えた老齢の女性は、自分の身の回りを手伝ってくれることを期待できる同性の若い女の〈子〉を希望する。そのような女性を気遣って、周囲の親族の方から女性に子を渡すこともある。そのため女の子の方が引き取られることが多い。一方、自身の不妊のため、あるいは親族や友人男性とのつながりの証として、またはその維持・強化のために、リコを求める男性もいる。親族内のリコが圧倒的に多いものの、友人男性に自分の子を引き渡すというリコも少数ながらおこなわれている。

そのほか生親側の経済的理由や、それにともない子どもに良い教育を受けさせられない場合、あるいは通わせたい学校が家から遠い場合にも、子が育親に引き取られることがある。友人の子を引き取るといった親族外のリコでは、育親が比較的裕福であることが多いとはいえ、育親が皆、経済的に豊かであるわけではない。村の一般的な経済状態にある人ならば誰でもリコをする可能性がある。ところでリコについて語るとき、数名の村人が口にするのが信頼という言葉である。信頼はハウサ語でアマナ (*amana*) といい、リコは基本的に生親の育親に対するアマナに基づきおこなわれる。モスクなどで孤児を引き取る場合を除き、見知らぬ他人の子を引き取るリコはほとんどない。

リコでは〈子〉の苗字が変更される場合もある。ハウサ社会では通常、生父の名前（ファーストネーム）が彼の子どもたちの苗字（ファミリーネーム）に相当しており、育親に引き取られた後も生父の名前を苗字として名乗り続ける〈子〉がいる一方で、育父の名前を苗字として名乗るようになる〈子〉も少なくない。ハウサ語の親への呼称は、父については生父も育父も「ババ (*baba*)」であるが、母については生母は「マーマ (*mama*)」、育母は母を意味する別の呼称「インナ (*inna*)」として区別されることが多い。

育親からの財産分配については、育親は〈子〉に財産を相続（ハウサ語で、ガド；*gado*）させることができるとする人もいるものの、一般的には、育親は〈子〉に相続はさせられないが法定相続人である実子（出生上・出自上の子）などに遺言を残すことで、〈子〉に財産を遺贈（ワシーヤ；*wasiya*）できるといわれている。なかには育親から土地や家畜を遺贈される〈子〉もいる。

リコの期間は流動的である。子どもが幼い間だけ、あるいは子どもの在学中に限定されたリコもあるが、多くの場合のリコは「子どもの結婚まで」[Pittin 1979: 167] とされる。これは筆者の調査経験からいえば、〈子〉が未成年期に育家で世話を受けて暮らすという意味において妥当である。ただし〈子〉の結婚後も、一般的な生みの親子間にみられるような互助関係が、育親と〈子〉の間でもみられることは珍しくない [梅津 2012]。

2. 子育てにおける育親と生親の関係性

〈子〉とその生親のつながりは社会的に保証されていて、〈子〉は生家における地位を維持し

続ける。たとえば〈子〉の生親が死亡すれば、イスラーム法に基づいて〈子〉は両親から財産を相続する権利がある。そのため〈子〉は生親が誰であるのかいつか必ず知らされる。〈子〉は、生親と認識しているか否かにかかわらず、幼い時から生親に会う機会を必ず与えられる。〈子〉が生親に会う頻度は、育家から生家までの距離、あるいは〈子〉が通学しているか否かといったことにより決まる。なおリコが卒乳期以降におこなわれるのは、生母からお乳を与えられることにより、〈子〉が将来において、生母を大切にするためだという語りもある。また生親の希望によりリコが解消されることもありうる。

一方で、育親と生親の関係性に関して、ハウサ学を研究する T 氏は、生親は〈子〉を育親に「与えた」のだから、衣食・学費・医療費など、〈子〉に関わる全ての責任は育親にあるとする。したがって育親が生親に、子育てに関わる経費の負担を求めることは恥ずかしいことであるという。同様にカドゥナ州北部に隣接するカチナ州のリコを調査したピティンも「子育て費用は、まずもって里母 (foster mother) の夫によって負担される」[Pittin 1979: 173] と報告している。

筆者の調査でも、T 氏の説明が「本来あるべき形」として当事者に認識されているように思われたが、実態はもう少し複雑であった。そこで、以下に紹介する A 村におけるリコの事例¹⁵⁾から、育親は子育てにおいてどのような責任を果たしているのか、また子育てについて、育親と生親はどのような関わり合い方をしているのかを具体的に明らかにしたい。

以下の事例で取り上げるインフォーマントの名前は全て仮名で、敬称も略している。なお各事例の人々が語る年数や年齢は、西暦にあわせたものか、村人が日常的に利用するイスラーム暦 (太陰暦) にあわせたものか不明であるため、あくまでも目安である。

事例 1：育母ハリマ夫妻によるリコ

ハリマは 2008 年現在、20 代の既婚女性である。彼女は家事や 2 人の幼い子 (自ら生んだ子) の世話のほか、現金収入を得るために、家でミシンを使って縫製したり、製麺機でパスタを作ったりしている。30 代の夫は警備員をしながら、父親から借りた農地で自家消費用の作物を作る。ハリマによると、彼女は結婚した 2000 年に、当時 4 歳だった妹を引き取った。¹⁶⁾彼女の母親が 1998 年に亡くなり、父親がまだ幼い子どもたちを養っていたため、ハリマが手助けをする意味において妹 (以下、〈子〉と表記) を引き取ったのだという。

ハリマの夫は、自分は〈子〉の兄と思っていると語り、ハリマは〈子〉の「姉か母 (マー

15) 事例の選定にあたっては、育親と〈子〉の関係性が、姉妹、祖父母と孫、オバとメイ、友人どうしというように、なるべく偏らないように配慮した。そして、それぞれ経済力、学歴ともに平均的と判断される家庭を対象に聞き取りを複数回実施し、その過程で、事例を多面的に理解するため、できるだけ複数の立場の見解を参照できるものを選出している。

16) 〈子〉は聞き取りの数日前に婚出した。

マ)」と思っていると語る。〈子〉自身はハリマを「アンチハリマ」と呼ぶ。¹⁷⁾ハリマ夫妻によると、衣食住のほか石鹸などの日用品は夫である育父が〈子〉に与え、イスラミアに対する学費や薬代・病院の費用、イスラームの祝祭日サッラ (sallah) のための新しい服は生父が用意した。なおハリマ夫妻は、「パパ (〈子〉の生父) はお金をもっていない。我々 (育親) が (お金を) 欲しい時に…彼 (生父) がもっていればくれるし、もっていなければそれまで」として、村内に住む生父に自ら〈子〉の養育費を要求することはなかったと語る。ハリマ夫妻の〈子〉は小学校を中退している。小学校卒のハリマと中学校卒のハリマの夫は、その理由を、「彼女は小学校に関して運がなかった」ためとしたうえで、「(私たち育親が) 育家¹⁸⁾で (〈子〉に) 与えるものは、食料、保護、衣類だから (〈子〉の小学校中退について私たち育親は関与しない)」と語る。一方で〈子〉に対する権利と責任をもっていたのは誰なのか筆者に問われると、ハリマは「私たちが彼女に対する権利 (と責任) をもっていた」、「(〈子〉が結婚した) 今は、(〈子〉の) 夫 (が〈子〉に対する権利と責任をもっている)」と語る。

事例 1 からうかがえるのは、育親の役割はまずもって〈子〉の衣食住や日用品を用意することであり、それをもって育親は〈子〉に対する権利 (と責任) を有すると考えられていることである。学費や医療費に関していえば、もちろん、それらはあったに越したことはなかったのだろうが、必ずしも育親に求められる責務に含められてはいないようである。それらは、生親が可能な範囲内で負担している。この点について、子を引き取った経験をもつ村人たちによれば、〈子〉の養育費が不足した場合に、育親はそのことを生親に話すことはあっても、お金を要求することはないという。

事例 2：育母ゼイナフ夫妻によるリコ

ゼイナフ夫妻は、〈子〉アサマウの母方の祖父母である。聞き取りは主に育母ゼイナフに対しておこなったが、育父およびアサマウの生父の語りも補足的に得た。ゼイナフは 50 代の第 2 夫人で、彼女が生み、成長するまで育てた子どもたちは、全て 2008 年末までに結婚している。彼女は普段には家事のほか、洗濯の代行や調味料売りなどの小規模商売をする。ゼイナフの夫である育父は農地を有し、家族の食糧を耕作する。育父によると、彼の主な収入源は退職した職場からの年金で、2008 年当時、その月額は 8,000 ナイラ (約 4,700 円) であった。彼の妻はゼイナフを含めて 3 人いる。〈子〉アサマウの生家は、A 村から車で 1 時間ほどの小村にあり、ゼイナフの娘の夫である生父は農具などを作り売る鍛冶屋を営む。

もともと育母ゼイナフは、かつて自身の姉から 2 歳の姪モルジャを引き取り、それ以来 10

17) 「アンチ」(英語の anti が原語と思われる) は、少し目上の女性につける敬称である。

18) ハウサ語で「ギダンリコ; *gidan ri'ko*」といい、直訳で「リコの家」を意味する。

年間モルジャと一緒に住んでいたのだが、ある日モルジャの生母である姉が突然モルジャを育家から連れ去ったという。それに憤慨したゼイナフの娘のひとりが、自分の娘（アサマウ）をくれたのだとゼイナフは語る。ゼイナフ自身も、姉がモルジャを連れて行った当時は立腹したと語る。幼い頃から育てた〈子〉を生親が突然連れ去るこのような行為は、一般に恥ずかしく良くない行為とされる。

生母の第5子である〈子〉アサマウは2008年当時6〜7歳であり、5歳でゼイナフと住み始めた。幼いアサマウはゼイナフを、他の大人の真似をして「アブ」（ゼイナフの別名）と呼ぶ。アサマウは毎日ゼイナフの部屋で寝て、学校にいる時間以外は、コンパウンド内外で遊んだり、育母ゼイナフの言いつけで調味料や日用品などを売りに出たりする。生母は結婚式などの機会があればゼイナフらの家を訪れる。ゼイナフもアサマウとともに娘である生母の家を訪れることがある。2009年には、ゼイナフによれば農作業の手伝いのため、アサマウは約3ヵ月間生家に滞在していた。

育母ゼイナフは、アサマウの衣食と学費と医療費について、「責任は自分にある」と語る。ただし「用意するものがたくさんあるため」、アサマウの生父から援助（タイマコ；*taimako*）を受けることがある。生父はアサマウの服をもってきたり、アサマウの体調がひどく悪い時には治療費をもってくるとゼイナフは語る。一方でゼイナフは、「彼（生父）は援助しているだけ。機会があれば彼は我々を援助してくれるだろう。けれど責任は私にある」と語る。アサマウがセカンダリーに入学すれば、生父がタイマコして学費をもってくる予定だが、足りなければゼイナフのお金を足して必要な物を購入するという。ゼイナフは、「私たちはアサマウに教育を受けて欲しいから（学校に行かせる）」と語る。ゼイナフの手伝いはアサマウが学校から帰ってきてからすべしという。

なおアサマウの生父による学費に関する語りはゼイナフの語りとはほぼ一致している。今は少額のお金を渡すのみであるが、アサマウがセカンダリーに入学すれば学費を支払う予定だとアサマウの生父は語る。ゼイナフの夫の語りもゼイナフの語りとは類似している。アサマウに食物を用意する責任は彼（育父）にある一方、衣服についてはアサマウの生親がもってくるとともに妻のゼイナフも与えるという。またアサマウの小学校の費用は彼ら育親が支払っているが、セカンダリーの学費については生親がお金をもってくるとする。育父は医療費についても、まず「我々（私と妻）だけが払う。ただしそれは薬（代）だけ」で、アサマウが重い病気にかかれば病院の費用を支払うのは生親であると語る。

事例2の育親夫妻と生父の語りからは、〈子〉の小学校の費用や薬代といった比較的軽費で済むものについては育親が支出するが、費用がかさむようなものについては生父が支出するという一致した見解が得られた。つまり事実上、育親夫妻は〈子〉の子育てを生父と分担してい

るといえる。ただし育母ゼイナフの認識としては、あくまで〈子〉の主たる責任者は育母であり、生父は育母を補助する存在なのである。

事例 3：育父ムハンマドゥ夫妻によるリコ

〈子〉（男児）を引き取ったのは、聞き取りに応じた女性ハリーラ（第 1 夫人）、および彼女の僚妻¹⁹⁾と夫のムハンマドゥである。育父ムハンマドゥは A 村近くの大学の敷地内にある農地で農夫として働きながら、イスラミアで先生（マッラム）をしている。育父ムハンマドゥと、同村に住む〈子〉の生父サニは、親族（ダンギ；*dangi*）ではなく、親しい友人（アボキ；*aboki*）である。ハリーラによると、ムハンマドゥは、カドゥナ州に隣接するカノ州のイスラミアで学んでいた時にサニと知り合った。ムハンマドゥがサニから 7 歳になった〈子〉を引き取ったのは、〈子〉の就学のためであるとともに、生父と育父が親友だからだという。ハリーラは、「サニさんは私たちに彼（〈子〉）をくれた」のだから、「勉強が終わったら」、育家で〈子〉は結婚するのだと語る。

〈子〉の育家での生活については次のとおりである。〈子〉は育父ムハンマドゥの部屋で寝る。〈子〉はハリーラら 2 人の育母（第 1, 第 2 夫人）をインナと呼び、彼女たちから食事を受け取る。2010 年 2 月現在 13 歳の〈子〉はセカンダリーに通っており、その学費は育父ムハンマドゥが借金をして支払っているという。ハリーラは、〈子〉がセカンダリーを卒業したら大学にも行かせるとし、その学費なども育父ムハンマドゥが支払う予定だと語る。一方、生父サニも時々育家を訪れており、育父ムハンマドゥには現金を毎月渡しているという。ただしハリーラは、育父ムハンマドゥの方から生父サニに養育費を要求することはないとして次のように語る。「（生父）サニさんがサポートしてくれた時は、マッラム・ムハンマドゥは（それを）受け取る。彼（サニ）がサポートしなければ、彼（育父）は（お金を）受け取らない」。加えて「サニさん（生父）はマッラム（育父）を援助している。けれどマッラム・ムハンマドゥが（主として〈子〉に必要な）お金を出している」と語る。〈子〉への財産分与に関してもハリーラは、「夫は〈子〉に遺贈するだろう。私もあげる」、「遺贈により〈子〉にお金を与える」と語る。

事例 3 は、生父の友人夫妻に子が引き取られるという、親族外のリコの事例である。基本的に〈子〉の養育費を支出するのは育親である点や、そのような育親を生親が支援する可能性がある点に現れているように、²⁰⁾ 親族外の育親による子育てのあり方は、親族内のそれ（cf. 事

19) 僚妻とは、同じ夫をもつ妻仲間のことである。

20) 事例 3 のように生父からの金銭的援助をほぼ定期的に受ける育父は珍しいかもしれない。親族外のリコでは、育父が比較的裕福な場合が多いからである。ただし〈子〉を養ううえで支障が生じた際に生親が育親を手助けすることは、親族内外のリコを問わず起こりうる。たとえば育親が離婚をした場合、その育親が再婚するまで、一時的に〈子〉が生家に戻されることがある。

例 1, 2, 4, 5) とほぼ変わらない。

事例 4：育母ルカイヤ夫妻によるリコ

ルカイヤは推定 40 代後半～50 代の女性で、家事、および室内での調味料などの小売をおこなう。ルカイヤの夫は特定の雇い主の専属運転手を勤める。夫には第 1 夫人のルカイヤ以外に 2 人の妻がいる。

ルカイヤには自分で生んだ子がいない。彼女は、自身の不妊および〈子〉の両親の離婚により、これまで女性 4 人、男性 1 人の計 5 人の子どもたちを引き取った。そのうち 3 番目までの〈子〉たち（女性 2 人、男性 1 人）はすでに結婚している。最後の〈子〉は筆者が A 村に滞在している間に引き取られたが、〈子〉の生母の都合により 1 年未満で生家に連れ戻された。2009 年末の時点では、4 番目の〈子〉、少女ウンミだけがルカイヤの元にいる。

ウンミはルカイヤの姪（妹の娘）で、ルカイヤの妹の第 1 子である。ルカイヤによると、ウンミはルカイヤを「インナ」、ルカイヤの妹である生母を「マーマ」と呼ぶ。ルカイヤは、彼女の 2 人の〈子〉（両方とも女性）が婚出して、そばに幼い子がいなくなったため、5 才の時にウンミを引き取ったと語る。ウンミは 2009 年現在、14 歳の中学生であり、学校や病院などでは育父の名前を自分の苗字として用いているという。ただしウンミが将来結婚する時には、ウンミは生父の名前を自分の苗字として、夫となる人に告げるとルカイヤは語る。筆者が育家で見たウンミは、ルカイヤが調理したスナック²¹⁾を家の近所で売り歩いたり、ルカイヤの使いに出たり、たくさんの調理器具を洗ったりしていた。幼少期にはウンミはルカイヤの部屋で寝ていたが、調査当時はコンパウンドに住むほかの少女たちとともに別の部屋で寝ているということだった。ウンミが生家を訪れるのは学校の長期休暇中であり、それも約 1 週間の滞在で戻ってくるという。ウンミと 2 人きりの時に彼女にも聞き取りをおこなったところ、ウンミは育家で辛いことや問題はないとし、育家と生家のどちらを身近に感じるかという問いにも、「ここ」（育家）と答えた。

ルカイヤによれば、ルカイヤ夫妻は引き取った〈子〉たちの衣食住および医療と学校教育の全てに対して責任をもつ。ウンミに関しては、生父から彼女のための衣服をもらうことはあるが、現金は受け取らないという。養育費が不足しても、〈子〉らの生親に頼むことはないとし、「我々が用意する。アッラー（唯一神）がくれる。アッラーがくれるのを待つだけ」とルカイヤは語る。学費が足りない場合は「お金を得たら（学費を）払う」とし、ウンミが病気でお金が必要な場合であっても「（生親には医療費を支出してくれるように）頼まない。アッラーがお金をくれる」とする。ウンミは実際に 2009 年の 6 月頃、A 村近くの S 街にある病院で腸チ

21) 具体的にはコーサウロゴ（キャッサバ、たまねぎ、唐辛子などを混ぜて練り、揚げたもの）を指す。

フスと診断されて、そこで2日間入院したという。ルカイヤによると、夫妻はウンミの入院費として合計8,000 ナイラ（約4,700 円）を支払った。なお生親がこの件を知ったのはウンミが快復してからだという。ウンミだけでなく別の〈子〉（女性）についてもルカイヤは、〈子〉の生親がお金をもってきたとしても、（ルカイヤの）夫はノーと言うだけだろうと語る。

その一方で、ウンミが小学6年生だった2008年に、誰が中学校の学費を支払うのか筆者に問われた際、ルカイヤは「自分にはお金がないから、彼女（ウンミ）の父親に言う」と語った。ルカイヤは、まずは自分たち育親が〈子〉の学費を支払うように努めるが、足りない場合は〈子〉の生親に資金を求めるとして、「彼ら（生親）は（お金を）もっていれくれる」と語る。

ウンミに対する遺贈については、ルカイヤは「（遺贈）できるだろう」、「彼女は（生親ではなく）私の手中にあるから、そうだろう？」と語る。夫については「夫は（遺贈）しないだろう。子どもがたくさんいるから」とする。

育親が生親に金銭的に頼る可能性はあるとはいえ、本事例からは、極力生親を頼ろうとせず、自分たちの力だけで〈子〉ウンミを育てようとする育親の強い意思がうかがえる。

さて、これまでの事例は主として育親の語りによるものであった。参考までに、最後に生親の立場からリコのあり方をみていく。

事例5：生母ラディディ夫妻とリコ

A村在住のラディディは推定20～30代で、2人の妻をもつ夫の第1夫人である。夫は農家で、とうもろこしやギニアコーンを収穫して市場で売っている。2009年12月の調査時点で、彼女には第7子となる乳飲み子がいた。ラディディは、A村から約15 km離れたザリア旧市街に住む子どものいない姉（同父母）夫婦に2人の娘（第2子と第3子）を渡したと語る。ラディディは、「彼女（姉）が『彼女（娘）をちょうだい』と言ったので、あげた」と語る。姉は、第2子がまだ乳児だった時にラディディらの家を訪ねてその子を求めていることを伝え、第2子が3歳になり卒乳してから、実際にその子を引き取っていったという。2009年現在、第2子は7歳で、同じく3歳で引き取られた第3子は5歳である。2人の娘のリコにはラディディの夫も同意している。彼は妻の姉に娘たちを求められた時の思いについて、「嬉しかった」とし、「私は彼女たちを欲しくない」と語る。²²⁾

ラディディによると、娘たちは彼女のことを「マーマ」、娘たちの生父である夫のことを「ババ」、育母である姉のことを「インナ」、姉の夫を「ババ」と呼ぶ。姉の夫である育父は

22) 話の流れから察すると、この語りは言葉どおりに捉えるよりも、むしろ育親に娘を渡したことを生父は後悔していないという意味で解釈した方が適切と思われる。

「行政の仕事」をしているという。娘たちの苗字については、たとえば学校では育父の名前が使われている。育父は、娘たちの食事や衣服のほか、小学生である第2子の学費や病院での医療費の全てを賄っているという。ラディディら生親は育母（姉）に娘たちのためのお金を渡していない。「彼ら（育親）は（私たちに養育費を）求めない」とラディディは語る。ラディディは、娘たちが生家に来た時に、何か与えられるものがあればあげるといふ。娘2人は年2回の祝祭日サッラの時に生親に会いに来るようで、2009年のサッラの時には、ラディディは娘たちに衣服を縫ってあげたと語る。ラディディたちもザリアの姉の家に3ヵ月に1度ほどの頻度で行くという。なおラディディは、育親は娘たちに財産を遺贈しないだろうと予想する一方、たとえ育親が娘たちに遺贈しても問題はないとする。

事例5の生親の語りからも、生親が基本的に育親に子育てを全て任せていること、育親も生親であるラディディらに対して経済的支援を求めていることが分かる。

3. 考 察

3.1 主体的に子育てをする育親とそれを支える生親

育親の〈子〉に対する責任は、具体的にどのように果たされているのだろうか。事例1において、育親がたとえ学費や医療費を支払っていなくても、自分たちが子育てにおける「全て」の責任を果たしていると認識しているのは、かつての慣習的な思考によるものだと考えられる。学校教育が重視されるようになる前は、子どもに衣食住と保護（及び家庭教育）を与えることが、リコの全てであった。今ではむしろ事例2～5のように、〈子〉に学校教育や西洋医療を提供することも育親の責務とする人の方が一般的といえるだろう。カチナ州のリコについて報告したピティンは、子育ての費用をまずもって支出するのは育父であると指摘しているが [Pittin 1979: 173]、この原則は今も変わっていないといえる。

とはいえ、リコには経済的な困難がともなうことがあり、その後生親からの援助を受けることもある。たとえば事例2の育親は、あらかじめ自分たちが負担できる上限を定めて、それ以上は生親に負担を求めることで子育てを分担する。生親が子育てに参加することを期待する育親の姿勢は、学校教育や西洋医療の普及といった近代化に対するひとつの対応の現れと解釈することもできる。事例3と4の育親も、生親の自発的好意による援助や、困窮時の一時的措置としてという条件下において、生親の協力を得ることはありうる。

ただし、事例3と4の育親たちの、自ら積極的に生親に援助を求めようとはしない姿勢に現れているように、生親に金銭的援助を求めることは育親にとってあまり好ましいことではないようである。生親のほうも、基本的に育親に子育ての全てを委ねる姿勢をとる（事例5）。育親たちは、自分たちの力で子育てをすることに価値をみいだしており、生親にあまり頼らな

いよう努めることで、育親としての誇りを維持しているようにみえる。育親たちが口にする「(生親からの) 援助 (タイマコ)」という言葉は、育親が生親から金品を受け取る行為が育親の誇りを傷つけることにつながらないようにする役割を果たしているとも考えられる。ハウサ社会では主体的に子育てをおこなう育親を尊重したうえで、生親が必要に応じて育親に経済的支援を差し伸べるという子育ての形が存在するのである。

3.2 子どものセーフティー・ネットとしてのリコの機能

育親が中心的に遂行する子育てを、生親が見守りときに支えるという、育親・生親・〈子〉の関係が、子どもの福祉を重視する観点からみても非常に有効であることには、改めて留意が必要である。「2008 年ナイジェリア人口統計・保健調査」(Nigeria Demographic and Health Survey 2008) によれば、調査地カドゥナ州を含むナイジェリア北西部では、2008 年現在、6 歳以上の女性の未就学率は 67.5%、男性の未就学率は 48.8%になる。同地域の健康保険未加入率については男女ともに 95%以上にのぼる [National Population Commission [Nigeria] and ICF Macro 2009]。このように就学率が低く、社会保障が十分に行き届いていない社会状況ではなおのこと、親子・家族・親族などによるセーフティー・ネットが果たす役割は決して小さくないはずである。

これまでも西アフリカの子の引き取りにおけるセーフティー・ネットの機能については言及されており、たとえば「子どもの里親養育は、家族構造あるいは家族が必要な社会システムに組み入れられた社会福祉体系」[Fiawoo 1978: 273] であるとの指摘がある。そもそもリコは、生親の離婚や生親との死別を経験した子どものセーフティー・ネットとしての機能を備えているが、ここでは、生親と育親がそろっている場合に得られる、より高い効果について指摘しておきたい。

生親と育親の連携による子どものセーフティー・ネット機能についてはこれまでも言及されているが [cf. Schildkrout 1973; Goody 2007 (1982); Bledsoe and Isiugo-Abanihe 1989; Castle 1995; Verhoef and Morelli 2007], 生親から育親に対する親の役割移譲が短期的な事例や、基本的に生親が経済的負担を担うことになっているなど、育親の責任が限定的な事例に関する報告が多い。これらに対して、本稿の事例が示すような、生親が健在で、かつ育親主導の子育てが長期間にわたる場合、その福祉上の効果はさらに高くなることが期待できる。それは、自分を守る強力な動機がある親が 2 組はいることで、〈子〉は心情的にも経済的にも二重に支えられることになるからである。

本稿で取り上げたようなリコをおこなう育親は、〈子〉が幼い頃から結婚にいたるまでの長期間、日々の生活をともに積み重ねることで、たとえば事例 4 で〈子〉ウンミが生家よりも育家を身近に感じるような親密な関係を、〈子〉との間に着実に築くと考えられる。つまり子育てをする生親と子の間に通常みられるような親密な関係を、〈子〉は生親以外の夫婦との間

につくことになる。もともとセーフティー・ネットとしての期待値が高い生親からあえて離され、特定の夫婦により長年にわたり育てられることで、〈子〉は生親と共住する場合と同等のセーフティー・ネットを手に入れることができるのである。一方、生親との特別なつながりも維持されるため、たとえば育家で対処できない問題が起きた場合、生親は〈子〉に頼られてしかるべき存在、いいかえれば育ての親子にとっての保険のような存在になりえる。結果として〈子〉は強力な絆を2つ（以上）もつことになるのである。なお、親族内のリコであろうと親族外のリコであろうと、育親主導の子育てが、生親の育親に対する「信頼（アマナ）」を基盤としていることには改めて留意しておきたい。信頼できる相手に子を委ねるからこそ、生親は安心して子育てから我が身を引くことができるともいえる。

生親が〈子〉を外から見守り続けることは、育親に励みあるいは適度な緊張感を与え、〈子〉には育親と良好な関係を築けなかった場合の逃げ場を与えることにもなるであろう。「〈子〉はどれだけ育家で良くされているか、生家で話す」と語る村人もいる。生親が〈子〉の状態を継続的に知り関心を維持することで、たとえば虐待の抑止力にもなりえるであろう。育家で好ましくない対応をされた場合は生親が介入できることで、²³⁾〈子〉は常にオルタナティブな居場所を確保しているといえる。

本稿で紹介したリコの事例では、育親の果たす役割の比重が非常に大きい。育親と〈子〉の絆が生みの親子におけるそれと同じくらい深くなりうるがゆえに、〈子〉は精神面でも物質面でも安定した支えを複数の親から受けて成長できるのである。生親が信頼できる他者に全面的に子を委ね、自分は外から見守り続けるというこのような子育ての仕組みは、結果的に、子をより一層福祉効果の高い環境におくと指摘できる。

3.3 役割・種類の異なる複数の親たち

冒頭で指摘したように、西アフリカにおける〈里親養育〉研究では、グディのように出自上の親子関係を重視する傾向がある [cf. Goody 2007 (1982); Isiugo-Abanihe 1985; Page 1989]. たしかにハウサ社会でも、生親には親としての社会的地位と一定程度の権限が付随している。たとえば、生親はたとえ一切子育てをせずとも親としての地位が社会的に剥奪されることはない。ハウサ語でガドと呼ばれる相続は生みの親子（つまり出自上の親子）間だけに認められている権利であり、また生親の意向次第で〈子〉が育親の元から連れ戻されることもありうる。

ただし生親と育親の親としての地位の差は固定的なものでなく、むしろ長い年月のなかで積み重ねられた子育ての実績に応じて、流動的に位置づけられていくものである。だからこそ育親は、3.1 で示したように、親としてのプライドをもちながら日々子育てをおこない、またその行為は生親により尊重される。生みの親子関係における地位と権限についても、育ての親子

23) 先行研究では、ナイジェリア・ザリア地方の小村で育母に虐待された〈子〉が、生父らによって救出されたという記述がある [Smith, M. F. 1981 (1954)].

関係によって事実上、ある程度代替できる点は特筆に値する。たとえば、とくに育親の元で長年育ててきた〈子〉を生親が一方的に連れ戻すのは、可能とはいえ社会的に好ましくない行為とされている（事例 2）。また相続の代わりに、遺贈によって、育親が〈子〉に対して財産を分配することは可能である。少なくとも今回取り上げた事例にみられるような、包括的で長期的な子育てにおいては、しばしば〈子〉にとって育親が生親と同等かそれ以上に重要な親となることもありうるのである。実際、生親や生家より、育親や育家との関係性を重視する〈子〉も少なくない。たとえば、育家で育ったある女性は、育父を「私の父だ」とし、親密であった亡き育母のひとりをあげて、心情的には「私の母は亡くなったと思っている」と語った〔梅津 2012: 162〕。

本稿の事例からは、出生上・出自上の親としての地位・権限を、グディ [Goody 2007 (1982)] が前提としたように絶対的なものとして捉えるべきではないこと、その一方、アルバーら [Alber 2004; Notermans 2004b] が指摘しているのとは異なり、育ての親子関係が生みの親子関係よりも常に優位に立つともいえないことが指摘できる。これまでの西アフリカ〈里親養育〉研究と比較した場合の本稿の新たな寄与は、2000 年代以降に強調されるようになった親子関係の構築性に関する議論 [cf. Alber 2004; Notermans 2004b; Van der Geest 2004] を支持しつつも、出生上・出自上の親と育ての親に優劣をつけることが妥当ではないこと、それらが同等に重要でありうることを示した点にある。育親と生親は、どちらが「本当の」親であるともいえず、またどちらかが重視されるとも限らない。生親は、〈子〉を生み、出自上の権利の授与権をもち、継続的に〈子〉を気にかける役割あるいは種類の「親」として、育親は、〈子〉の成育に一義的責任をもち、長い時間をかけて実質的に〈子〉を育て上げる役割あるいは種類の「親」として、それぞれが重視されうるのである。²⁴⁾

このように、役割・種類が異なる複数の親が、それぞれのやり方で〈子〉に対する責任を果たし、その成長を支えているという捉え方は、西アフリカの子の引き取り慣行における育親と生親の関係をより適切に説明できる。ひとりの子どもを軸とした親子関係が、それぞれに重要性を保ちつつ複数存在するハウサの事例は、複数の親子関係の存在を認めつつも、それらの同等性については否定する宇田川論 [2011] をさらに超えた、親子関係のさらなる相対化の議論を要請するものである。

お わ り に

本稿の事例は、育親と生親、すなわち養育に基づく親子関係と生殖に基づく親子関係の双方が、社会的な親子関係として共存するあり方を提示している。役割や種類が異なるならば、中

24) だからこそ生親による子育て支援は、本稿の事例にみられるように、育親の要請によるものではなく、生親の好意によるものであることが、育親にとって望ましいと考えられる。

心的な親子関係が2つ（以上）あってもいい。むしろ育親と生親の連携が取れていれば、その方が子どもにとって好ましい生育環境ともいえるのである。

本稿は、ハウサのリコにおける親子関係の複数性について述べてきたが、これは「生殖へのこだわりの相対化」と「親子関係の相対化」の議論に寄与するものと考え、本稿が示したのは、育親と生親の双方が、互いの立場を尊重しつつそれぞれにひとりの子を支える、まさに複数の親と子の関係のあり方である。そしてその際、子どもの出生上・法律上の身分の移動にあまり拘泥されると、このような複数性がみえにくくなってしまうことを指摘した。このことはまた、西アフリカの親子関係を理解する際には、里親養育と養取の概念を従来の辞書的な意味よりも柔軟に捉える必要性を示唆している。私たちは、たとえば「東アフリカの民族誌では、養育と養取の2つの境界線は時として、ひとつの形態がやがてもうひとつの形態に変形するような、流動的なものである」[Talle 2004: 64]といった指摘に、改めて真摯に向き合う必要があるだろう。

冒頭で指摘したように、生殖へのこだわりの相対化自体は、グディによって以前から試みられていた。多くの社会において、子どもが出自上、誰に帰属するかという問題が、社会上の身分や地位を継承する場面で、あるいは土地や財産を相続する場面で重視されること、そしてその際にしばしば血縁やリネージなどが意識されることは事実である。ただしその際、生物学上のつながりだけでなく、実生活における子どもの帰属先、子の成育に対してもつ責任感と愛情、それにともない投入される資本やサービスなどの質と量も、親子関係を規定するうえで重要であること、しかもそれらの親子関係は複数共存しうることを本稿は示した。ハウサの子どもにとって、自分に対して、物理的・精神的に十分なサポートを与える存在、および生物学上のつながりとそれに基づき補助的なサポートを与える存在のそれぞれが、重要な「親」（たち）なのである。

謝 辞

本稿における資料は、日本学術振興会の特別研究員（DC2，平成20年度採用）の資格を得ておこなった現地調査と、日本学術振興会の平成21年度優秀若手研究者海外派遣事業によって得られたものである。調査地A村の方々には、快く調査に協力していただいた。本論文執筆にあたっては、佐々木重洋准教授（名古屋大学）よりご指導をいただいた。また近藤英俊准教授（関西外国語大学）、高田明准教授（京都大学）、松本尚之准教授（横浜国立大学）、川口幸大准教授（東北大学）、小池誠教授（桃山学院大学）からは、それぞれ貴重なご助言をいただいた。2名の匿名の査読者からは、それぞれ本稿を読みやすくするうえで有益なご批評とご示唆をいただいた。これらの方々と関係諸機関に心から感謝いたします。

引 用 文 献

- Alber, E. 2003. Denying Biological Parenthood: Fosterage in Northern Benin, *Ethnos* 68(4): 487-506.
 _____. 2004. "The Real Parents are the Foster Parents": Social Parenthood among the Baatombu in

- Northern Benin. In Fiona Bowie ed., *Cross-Cultural Approaches to Adoption*. London and New York: Routledge Talor & Francis Group, pp. 33-47.
- Bledsoe, C. and Isiugo-Abanihe, U. 1989. Strategies of Child-Fosterage among Mende Grannies in Sierra Leone. In Ron J. Lesthaeghe ed., *Reproduction and Social Organization in Sub-Saharan Africa*. Berkeley, Los Angeles, Oxford: University of California Press, pp. 442-474.
- Carroll, V. ed. 1970. *Adoption in Eastern Oceania*. Honolulu: University of Hawaii Press.
- Castle, S. E. 1995. Child Fostering and Children's Nutritional Outcomes in Rural Mali: The Role of Female Status in Directing Child Transfers, *Social Science and Medicine* 40(5): 679-693.
- Chukwu, L. O. C. 2005. Adoption of Children in Nigeria under the Child's Rights Act 2003, ISFL 12th World Conference Salt Lake City, Utah, USA. <<http://www.law2.byu.edu/isfl/saltlakeconference/papers/isflpdfs/Chukwu.pdf>> (2013 年 1 月 27 日)
- Cohen, A. 2004. *Custom and Politics in Urban Africa: A Study of Hausa Migrants in Yoruba Towns*. London: Routledge. (初版は 1969 年)
- Federal Republic of Nigeria. 2009. *Federal Republic of Nigeria Official Gazette* 96, Government Notice No. 2.
- Fiawoo, D. K. 1978. Some Patterns of Foster Care in Ghana. In Christine Opong *et al.* eds., *Marriage, Fertility and Parenthood in West Africa*. Canberra: Australian National University, pp. 273-288.
- Fortes, M. 1972. The First Born, *Journal of Child Psychology and Psychiatry* 15: 81-104.
- Goody, E. N. 2007 (1982). *Parenthood and Social Reproduction: Fostering and Occupational Roles in West Africa*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Isiugo-Abanihe, Uche, C. 1985. Child Fosterage in West Africa, *Population and Development Review* 11(1): 53-73.
- Longman Dictionary of Contemporary English New Edition. 2003. Pearson Education Limited, 1978, 2003.
- National Population Commission [Nigeria] and ICF Macro. 2009. *Nigeria Demographic and Health Survey 2008*. Abuja, Nigeria: National Population Commission [Nigeria] and ICF Macro.
- Notermans, C. 2004a. Fosterage and the Politics of Marriage and Kinship in East Cameroon. In Fiona Bowie ed., *Cross-Cultural Approaches to Adoption*. London and New York: Routledge Taylor & Francis Group, pp. 48-63.
- . 2004b. Sharing Home, Food, and Bed: Paths of Grandmotherhood in East Cameroon, *Africa* 74(1): 6-27.
- Onokah, M. C. 2003. *Family Law*. Ibadan, Abuja, Benin City, Lagos, Owerri: Spectrum Books Limited.
- Page, H. J. 1989. Childrearing Versus Childbearing: Coresidence of Mother and Child in Sub-Saharan Africa. In Ron J. Lesthaeghe ed., *Reproduction and Social Organization in Sub-Saharan Africa*. Berkeley, Los Angeles, Oxford: University of California Press, pp. 401-439.
- Parkes, P. 2003. Fostering Fealty: A Comparative Analysis of Tributary Allegiances of Adoptive Kinship, *Comparative Studies in Society and History* 45(4): 741-782.
- Pittin, R. I. 1979. *Marriage and Alternative Strategies: Career Patterns of Hausa Women in Katsina City*, Ph.D., University of London.
- Renne, E. P. 2003. *Population and Progress in A Yorba Town*, International African Library 28. Edinburgh: Edinburgh University Press.
- Schildkrout, E. 1973. The Fostering of Children in Urban Ghana: Problems of Ethnographic Analysis in a Multi-Cultural Context. In Aidan Southall ed., *Urban Anthropology* 2. New York: Oxford University Press, pp. 48-73.

- _____. 1978. Age and Gender in Hausa Society: Socio-Economic Roles of Children in Urban Kano. In J. S. La Fontaine ed., *Sex and Age as Principles of Social Differentiation*. London, New York, San Francisco: Academic Press, pp. 109-137.
- Smith, M. F. 1981 (1954). *Baba of Karo: A Woman of the Muslim Hausa*. New Heaven and London: Yale University Press.
- Smith, M. G. 1981 (1954). Introduction. In Mary F. Smith ed., *Baba of Karo: A Woman of the Muslim Hausa*. New Heaven and London: Yale University Press, pp. 11-34.
- _____. 1965. The Hausa of Northern Nigeria. In James L. Gibbs ed., *Peoples of Africa*. New York, Chicago, San Francisco, Toronto, London: Holt, Rinehart and Winston, Inc., pp. 119-155.
- Talle, A. 2004. Adoption Practices among the Pastoral Massai of East Africa: Enacting Fertility. In Fiona Bowie ed., *Cross-Cultural Approaches to Adoption*. London and New York: Routledge Talor & Francis Group, pp. 64-78.
- 宇田川妙子. 2011. 「親子関係の複数性という視点からの親族研究再考—イタリアの事例とともに」『文化人類学』75(4): 574-601.
- 梅津綾子. 2007. 「アフリカにおける〈養取〉概念の再検討—北部ナイジェリア・ハウサ社会のリコを事例に」『比較人文学研究年報』5: 101-121.
- _____. 2012. 「現代ナイジェリアの“里親養育”に見る親子のあり方—生みの親・育ての親と子の長期的共存関係」『比較家族史研究』26: 148-180.
- Van der Geest, S. 2004. Grandparents and Grandchildren in Kwahu, Ghana: The Performance of Respect, *Africa: Journal of the International African Institute* 74(1): 47-61.
- Verhoef, H. and G. Morelli. 2007. “A Child is a Child”: Fostering Experiences in Northwestern Cameroon, *Ethos* 35(1): 33-64.